

令和 6 年度第 2 回本庄市子ども・子育て会議 会議録要旨

開催日時:令和 6 年 10 月 25 日(金)

10:00~

場 所:旧本庄商業銀行煉瓦倉庫

1. 会議次第

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 委員自己紹介
4. 委員長及び副委員長の選出
5. 委員長あいさつ
6. 議事
 - (1) 本庄市こども計画(素案)の修正箇所について
 - (2) 本庄市こども計画(素案)の修正予定箇所について
 - (3) 委員からのご意見について
7. その他
8. 閉会

2. 配布資料

1. 次第
2. 席次表
3. 【資料1】修正箇所一覧
4. 【資料2】本庄市こども計画(素案)に係る意見と回答
5. 10/18 版 本庄市こども計画(素案)

3. 会議録要旨

記

事務局（井田課長）

（次第1）開会＞あいさつ
配布資料の確認
進行
（次第2）委員委嘱
（次第3）委員自己紹介

事務局（井田課長）

会議成立の報告
出席者数の確認

（次第4）それでは、次第4、正副委員長の選出に移らせていただきます。本会議は、本庄市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、委員長が招集し、その議長になると規定されていますが、現在、委員長、副委員長が不在のため、委員長、副委員長の選任の件は保健部長に座長をお願いしたいと思います。

事務局（榊田保健部長）

それでは、委員長、副委員長の選任につきまして、座長として進行させていただきます。よろしくお願いします。委員長、副委員長の選任につきましては、本庄市子ども・子育て会議条例第5条第1項により委員の互選により定めると規定されています。皆様、いかがでしょうか。どなたか立候補される方、あるいはご推薦したい方はいらっしゃいますか。もしご意見がないようであれば、事務局案がありますが、そちらでよろしいでしょうか。では、事務局からご説明します。

事務局（宇都宮課長補佐）

それでは、事務局からご提案させていただきます。委員長は、前回の会議で委員長を務めておられた本庄市教育委員の岡崎吉宏委員に、引き続きお願いできればと考えています。また、副委員長でございますが、やはり前回の会議で副委員長を務められた本庄市小中学校校長会からご推薦いただいた飯嶋郁也委員にお願いできればと考えています。本日、公務によりご欠席ですが、内諾を頂いております。

事務局（榊田保健部長）

ただ今事務局より、委員長に本庄市教育委員会の岡崎委員、副委員長に本庄市小中学校校長会の飯嶋委員の案が示されました。この案に対してご意見はございますか。

（異議なしの声）

ないようですので、よろしければ、承認について皆様の拍手で確認させていただきたいと思います。

（拍手）

それでは、早速ではございますが、委員長は委員長席にお移りください。

岡崎委員長

（次第5）委員長挨拶＞あいさつ

事務局（井田課長）

進行、委員長への議事引き渡し

岡崎委員長

ありがとうございます。それでは、着座にて進めさせていただきたいと思います。それでは、早速、議事「（1）本庄市こども計画（素案）の修正箇所について」につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

事務局（倉科主査）

（次第6）それでは、議事「（1）本庄市こども計画（素案）の修正箇所について」、ご説明させていただきます。お手元にお配りしております左上に10月18日版と書いてある計画（素案）と、こちらと同じく事前に配布させていただいておりますA4横の修正箇所一覧表をお手元にご用意ください。こちらは不足している方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。もし不足している方がいらっしゃれば予備がありますので、お申し付けいただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。お手元の事前に送付させていただいた10月18日版のこども計画（素案）は、10月1日に説明会を開催しており、その時にお配りした資料から変更した箇所を記載したものになります。こちらについては、誤字脱字や内容を見直したものを修正しています。事前にご覧いただいているということで、内容の説明は割愛させていただきたいと思います。こちらをご覧になって何か気になった点があれば、ご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡崎委員長

特に修正箇所についてご質問やご意見があれば、お願いします。よろしいでしょうか。ちなみに修正箇所は、次の議事（２）に関わる内容になりますか。

事務局（倉科主査）

お配りしているものについては、これまで空欄になっていた箇所などを埋めたものになります。

岡崎委員長

前回資料に対しての空欄箇所の補足になります。いかがでしょうか。清水さん。

清水委員

資料を拝見させていただき、ありがとうございます。私の思いでしかないのですが、今回、具体的に５ページ目の５番の計画の対象というところで、概ね４０歳未満の市民をこどもと指すのは、前回から新しい概念ですか。もしそうだとしたら、今回のこども計画はそのような人達に向けたものであることをもう少し前に書いても読みやすいかと思いました。

岡崎委員長

資料の５ページ目ですか。素案のほうですか。

清水委員

ごめんなさい。そうですね。計画の５番の計画の対象です。

岡崎委員長

素案の５ページ目の。

清水委員

たいした内容ではありませんが、何となく読みやすさとして思いました。前回から概念が変わっているのであれば、もう少し前面に出してもいいのかなというところで、お伺いしました。

岡崎委員長

計画の対象についてのご質問です。

事務局（宇都宮課長補佐）

事務局よりお答えさせていただきます。前回から変わっているかというところですけども、前回の計画は、こども計画という形ではなく子ども・子育て支援事業計画ということでしたので、こども・若者の概ね 40 歳未満の市民を指すという、特にそこに重点を置いてやっていたものではなく、どちらかというと子育て支援の面が強い計画でした。前回と変わったかと言われると、変わったわけではないのですが、前はなかった若者が対象になっておりますのでそこを、どこまでかと言われれば、概ね 40 歳未満を指しておりますので、ここに説明として入れさせていただきました。記載場所は、そこだけ前に移すのは難しいかと考えますので、説明として加えさせていただいたということでご理解いただければと思います。以上です。

岡崎委員長

清水さん。

清水委員

ありがとうございます。私が何を言いたかったかというと、今回は 40 歳未満の方もこどもの概念で対象になっていることに、ご本人が読んですぐに分ければ、この施策は自分にも関係することが分かりやすくなったと思ったため、そのようなことを申し上げました。

分かるのであれば、自分の感覚でしかないのですが、1 ページ目の計画の概要から始まって、結構奥まって入ってしまっているの、このような人を対象にしていますよと最初に言って、それでその後が続いてもいいかなと思った次第です。ありがとうございます。

岡崎委員長

ご意見として、次回に反映できるところがあれば反映したいと思います。その他に何かございますか。

はい、高橋委員。

高橋委員

ただ今のご意見はもっともだと思います。A 3 の横のもの（【資料 2】本庄市こども計画（素案）に係る意見と回答）2 番と 3 番は、清水さんと私の質問に回答されていますが、今までの子ども・子育て計画は第 2 期までありましたが、第 3 期はないのかという質問を私は書いています。そして、清水さんのご質問も別の計画かというご質問があります。

しかしそのところで最初に、こども計画は子ども・子育て（支援事業）計画が包含されているということで、私達は今まで子ども・子育て（支援事業）計画をずっと検討してきたと思いますが、今度は上位のこども計画になっていることを委員の皆さんや清水さんにご説明しないから、このような混乱が起きています。つまり、第 3 期子ども・子育て（支援事業）計画は策定されないのですかと

質問していますけれども、策定されないということですので、混乱が起きているということだと思います。

岡崎委員長

その辺についての配慮というか説明について大丈夫かどうか、事務局はいかがでしょうか。

事務局（宇都宮課長補佐）

ありがとうございます。こども計画になることは前回お話しをさせていただいただけでしたので、当初の、昨年度アンケートを作る段階等では、そのような説明がはっきりとなされていなかったかと思いますが、その点はおわびしたいと思います。

前回の会議の時に、こども計画は包含したものとして策定を進めていきたいとご説明したかと思いますが、今回、混乱を招いているとのことですから、改めてお話しさせていただきたいと思いますが、A3の部分については、次の議事でも説明させていただきたいと思いますが、そちらでの説明になりますが、第3期子ども・子育て支援事業計画という名称の計画は策定されないということでご理解いただきたいと思います。以上です。

岡崎委員長

高橋委員、お願いします。

高橋委員

分かりました。

岡崎委員長

この後、先ほどのA3横刷りの資料は、議題の2番になりますので、それはそれでまた別でご説明があるかと思います。

はい、田中さん。

田中委員

では、もしかしたら説明を受けたかもしれませんが、2カ所教えてください。

横判の1ページ目の一番下、障害の「がい」が平仮名になっていたのを漢字にされたのは、説明されたかと思いますが、漢字に変えた理由をご説明いただければと思います。

もう1つは、横判の7ページ目、素案では68ページ目、変更前の「確保を推進するとともに、デジタル基盤の整備を通じて」という文言は消されていますが、この理由は何だったか、もう1回ご説明いただければと思います。デジタル基盤の整備がし終わったから、このようになっているのですか。以上です。

岡崎委員長

それでは、事務局よりよろしくお願いします。

事務局（宇都宮課長補佐）

ありがとうございます。まず、1 ページ目の障害の漢字は、基本的に他の計画に合わせたという言い方になってしまいますが、本庄市では障害の「がい」の字は平仮名ではなく、法律上はまだ平仮名を使っていないため、統一して障害の漢字で記載するという事で合わせました。

事務局（倉科主査）

7 ページ目の項番 26、先ほどご指摘いただいた「デジタル基盤の整備を通じて教職員の活動を支援します」という文言の削除については、2-5 の方針に対応する施策にもともと I C T の施策を入れ込もうと考えていましたが、I C T の施策は別の項目に入れ込んでいる関係で、この方向性からは文言を削除しました。こちらの整備が完了したですとか、やらないわけではありませんので、ご理解いただければと思います。

田中委員

ありがとうございます。

岡崎委員長

よろしいですか。他に何かご意見やご質問はありますか。

高橋委員

質問させていただきます。A 4 横資料のページ 67 の少子化の取組について、取組の概要が付け加えられています。これについて少し、18 日版のこども計画の 9 ページ目に合計特殊出生率の推移というグラフがあり、ご覧のとおり本庄市は 1.22 から 1.05 に減少、国または県はなだらかな減少ですが、そこで取組の概要について「国や埼玉県の子子化対策の動向を注視しながら」と書いてあります。これでは全く不足ではないでしょうか。本庄市では、このように急減しているという現状について、どのように認識されているのか、もう少し行政の中で検討が必要な項目だと思います。

それをもって、この表があり、それを受けて、取組の概要がこのようなことでは不十分だと、私は思います。即答は当然できないと思いますが、私はこれを言っておかないと、本庄市がどのように考えているかを少なくとも次の会議くらいまでには庁内で討議していただいて、庁内検討委員会の皆様もたくさんおいでなので、それぞれのお立場で考えて意見を出していただき、保健部長さんがそれを集約し、次の会議に提出していただければと思います。今、回答は求めません。

岡崎委員長

貴重なご意見だと思います。事務局には検討していただき、次回にあれば、よろしくお願ひしたい
と思います。他に何か。清水さん。

清水委員

私も先ほどの高橋さんの話のように、やはり取組の概要を拝見し、具体的に何をするのか見えてこ
なかったという印象を受けました。私の感覚としては書かなくてもいいのではないかと思います。
前段に社会情勢としてこのような環境が起きており、それに向けて取り組んでいくことは言ってみ
れば当たり前のことですので、わざわざここで書かずとも、計画全体を包括している考えではある
と思いますので、要らないかと思いました。

もう1点私の方で。このようなことをしては全然進まないですね。申し訳ありません。もう1
点は、6ページ目、P62の取組概要で「令和8年までに」を消されたのはどういった経緯があるの
か、これは単純な質問になります。

岡崎委員長

それでは、2番目の質問についての回答を。

清水委員

もしあれなら、後でも大丈夫です。

岡崎委員長

いかがですか。

事務局（福祉障害課 横尾）

障害福祉課の横尾と申します。この「令和8年度までに」というところは、国と県から示されてい
ますが、私達障害福祉課の中の障害児支援の在り方とこども家庭センターとの連携強化を再度見直
すため、年度は削除させていただきました。

ただ、目標として令和8年度に向けて協議を進めています。少しこのところで協議が必要とい
うことで、削除させていただきました。

岡崎委員長

清水さん。

清水委員

ありがとうございます。施策の概要を読んで何年度までにどのようにするかと書いてある項目が非常に少なく、具体的に書いてあると、読む側としては読みやすいと思いました。ですから、目標として令和 8 年度が残っているのであれば、括弧で目標ですとか、別に残してもよかったと思います。

その方が、読み手としてはこのようなことをしてくれそうだったという理解につながるとと思いますので、濁されるよりは具体的に書いてくださった方が届きやすいかと思います。ありがとうございます。

岡崎委員長

ありがとうございます。ご意見として参考にさせていただければと思います。

その他に何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、議事（１）の修正箇所については以上で閉じたいと思います。

続いて議事（２）委員からの意見について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局（倉科主査）

それでは、議事（２）委員からの意見について、10 月 18 日版の素案と今日お配りした A 3 横の一覧表に基づいて説明させていただきます。まず、計画の素案を読み込んでいただき、多数のご意見を頂き、ありがとうございました。事務局としては全てのご意見を受け止めさせていただきました。その中で変更したり、検討したりする箇所をまとめましたが、分量が多いため、最初に 10 分程度お時間を取りたいと思いますので、一読いただきたいと思います。特にご意見を頂いた方は、ご意見に対する回答に目を通していただければと思います。今 44 分ですから、10 分程度お時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

岡崎委員長

それでは、10 分間、ご確認ください。

それでは、約 10 分になりました。皆様から本当に貴重な意見を出していただき、それぞれに対して回答が記載されていたと思います。まずは、事務局からこちらの補足説明について、よろしくお願いします。

事務局（倉科主査）

では、この資料の内容について説明させていただきます。時間の都合により、こちらの内容で修正済みや検討を要するもの、次回報告と書いてあるものは説明を割愛させていただきます。また、複数ご意見を頂き、それをまとめさせていただいていますが、そのような質問を中心に回答させていただければと思います。

まず、ご意見一覧の 1 番から 3 番について、本庄市こども計画は第 1 期計画になるのか、また、

次期計画は策定されないのかというご意見を頂いています。これまでの説明に不足があり、混乱を生じさせてしまったことは反省していますが、こちらは素案 4 ページ目に記載があるとおり、本庄市こども計画については、これまで策定していた子ども・子育て支援事業計画の他、こどもの貧困対策計画やこども・若者計画など、各個別計画の内容を含んだものとして策定しています。

続いて、ご意見の 4 番から 6 番について、これまでの評価についてのご意見では、これまで策定していた第 2 期子ども・子育て支援事業計画の取組は、年度ごとの取組について実施状況の点検、評価、進捗状況、また、その課題を各課から取りまとめており、本庄市子ども・子育て会議にて報告し、皆様からご意見を頂いているところです。今後、こども計画においても継続して計画に記載している取組の評価等を行い、この会議での報告を予定しています。

続いて、ご意見の 7 番と 8 番について、「こどもまんなか社会」という言葉はどのような考え方か、また、これは本庄市独自のものかですが、「こどもまんなか社会」は、国が策定したこども大綱で示された考え方です。全てのこども・若者が日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会と示されています。

それがなんなのかと、正面からお答えできない部分もありますが、市でも「こどもまんなか社会」を実現するために、基本理念として『こどもの育ちと幸福を社会で支える「こどもまんなか」のまち本庄』を掲げ、こどもや若者の視点に立って意見を聞き、こどもや若者にとって最善の利益を考え、こどもや若者、子育て家庭を支援するためのこども施策を実行するものとし、この計画を策定しています。

続いて、9 番と 10 番について、この計画の中身についてご意見を頂いています。こちらの自治体版こども計画は、既存の各法令に基づく計画と一体として策定できるとされており、先ほど、各計画の内容を含んでいると説明させていただきました。一体的に策定することのメリットは、国のガイドラインでは、既存の法令と一体のものとしてこども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に分野横断的な連携をすること、また、住民にとって一層分かりやすいものにするということが期待されているため、市においても市民の視点に立った計画を策定したいと考えています。また、市では、こども計画に記載する分野横断的な取組をこども基本法やこども大綱の目的、理念を勘案して一つにまとめ、庁内の複数の部署が連携できるような体制の整備・強化を図りたいと考えています。

続いて、11 番について、切れ目のない支援を実施していくために、各関係機関の連携が必要ではないかのご意見を頂いています。本計画の推進に当たり、関係部署が密接に連携し、計画の推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図る必要があると考えています。また、本庄市子ども・子育て会議や関係機関と計画の進捗を共有する等の連携を維持し、こども・若者および子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図りたいと考えています。

続いて 12 番について、アンケートで聴取した結果を施策に落とし込む必要があるのではないかとのことですが、アンケート結果について、18 日版の素案 57 ページ目から 59 ページ目までに記載させていただいています。意見の中で、課題となっている部分については今後の検討を要するものと認識しています。

続いて、意見の 2 ページ、13 番から 15 番について、この計画は各課にまたがっている内容にな

っており、主導する課はどこか、また、国や県との関係に関してのご質問を頂いています。この計画に記載の取組や事業については、予算を含めて各課が実施するものです。ただ、進捗管理および実施状況、点検評価については、子育て支援課が中心となって実施し、関係各課と連携してこども施策を推進したいと考えています。

また、今年度、自治体子ども・子育て支援機能強化に係る施設設備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施することを目的とした子ども・子育て支援事業債というものが創設されています。この事業債を活用するに当たり、自治体の単独事業としてこども計画に位置付けられている必要があるため、今回は事業債を活用する取組の記載はありませんが、今後、必要に応じて各課と連携し、その活用を検討するなどしたいと考えています。

また、計画策定における助言等は国や県に求めるものと考えていますが、計画の推進に関しては市が責任を持って各取組を実施することと認識しています。また、本計画はこども基本法やこども大綱の目的や理念を勘案して策定します。また、現在、県が埼玉県こども計画の策定を進めているため、こちらの動向も注視しながら計画を推進したいと考えています。

16 番について、この計画が市民にとって読みやすい計画にしてほしいとのご意見を頂いています。この計画について、8 ページ程度の概要版を作成する予定であり、そちらは見やすいのになるよう工夫したいと思います。また、この計画は概要版も含め、広報誌や市のホームページなどを活用し、計画の周知を図り、計画の理解促進を図りたいと考えています。

続いて、17 番と 18 番について、施策の認知度向上を図った方がいいのではないかとのご意見です。

子ども・子育て家庭の支援について、計画策定の趣旨や基本理念、基本目標、各種取組も広報やウェブサイトを通じて周知し、この計画の理解促進、また、各施策の認知度向上に努めたいと考えています。

19 番について、事務局より提案があるため、最後に説明させていただければと思います。

20 番について、相談場所について、相談を受ける側の人の方が大事ではないかとのご意見を頂いています。市では、子ども・子育てや健康に関する相談をはじめとした窓口を設置しています。相談窓口において専門的な職員を配置しています。また、関係機関においても相談窓口をいろいろと設置し、連携を図っています。窓口については、身近な相談窓口として気軽に利用していただきたいと考えており、各課や関係機関と連携しながら、これまで以上に周知に努めたいと考えています。

21 番について、漢字「子ども」と平仮名「こども」の表記の違いについてです。国はこども基本法の理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を推奨し、文書に使用しています。本庄市では、こども計画ではこども基本法を踏まえたこども施策を推進するものであるため、法令に根拠がある用語や固有名詞を用いる場合などの特別の場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。こちらは素案 5 ページ目に記載しています。

続いて、22 番について、先ほどもご意見を頂きましたが、「こども・若者」を概ね 40 歳未満にしている概念についてです。こども基本法において「こども」とは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないよう、心身の発達過程にある人を「こども」と示し、「こども」を広く捉えています。この計画では、全ての「こども・若者」、子育て家庭を対象とし、「こども・若者」を概ね 40 歳未満の市民を指すものとしていますが、こども基本法の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要な支援が切れ目なく行われるようにするものです。また、関係

各課や関係機関とは、支援が必要な方の状況に応じ、計画の枠を超えて連携を図りたいと考えています。

続いて、3 ページ目の 26 番と 27 番について、こども食堂に関してご意見を頂いています。こども食堂の明確な定義は特に示されていませんが、飲食店や空き家、自治会館などで地域の人のボランティアによって取り組まれているものです。運営や設置に関しては、公的な基準や自治体の届け出などは必要なく、規模や開催頻度を運営者の無理のない範囲で設定して開催しています。

市では、こども食堂はこどもだけの居場所ではなく、大人の居場所でもあると考えており、こども食堂が多世代の人々の交流が生まれる場として、地域に開かれた新たなコミュニティが形成され得ると認識しており、と書いていますが、1 回のイベントで利用者が 70 名を超える箇所もありますので、このようなところと連携したいと考えています。開催日には実際にお伺いし、運営者の方とお話しさせていただいたりしています。

続いて、4 ページ目の 39 番について、意見を聞かれにくいこどもや若者への支援についてご意見を頂いています。意見を聞かれにくいこどもや若者を含め、市内に居住する全てのこどもや若者に対し、それぞれの事情に配慮した自立支援や関係者間の連携による切れ目ない支援の充実が求められていると、市でも認識しています。団体アンケート調査では、児童虐待やヤングケアラーが疑われるケースの存在も明らかになっているため、関係機関や関係各課と連携し、こどもだけでなく、その保護者も含め、周囲に助けを求めやすい環境づくりに努めたいと考えています。

続いて、5 ページ目の 42 番について、章立てについてのご意見です。清水委員には計画を読み込んでいただき、さまざまなご意見を頂いているところです。先ほども分かりやすさに関してご意見を頂きました。この計画の作りに関しては、繰り返し説明させていただいていますが、こども計画は既存の法令に基づく個別計画と一体として策定しているものです。

また、こども計画は国が策定するこども大綱を勘案して定めるものとされており、国のこども大綱は少子化社会対策基本法に関する項目や子ども・若者育成支援推進法に関する項目、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に関する項目、大きく 3 つの法律に定められた事項を含んでいます。そのため、自治体版のこども計画においても、これらに相当する内容が盛り込まれることが求められています。お示ししている素案の基本目標 1 から 5 は、既存の各法令に基づく個別計画の内容ごとにまとめており、既存の各法令に基づく個別計画において、その法律が射程としている範囲が重複する部分については取組を再掲と記載しています。そのため、基本的な構成は、素案でお示しているものを維持したいと考えています。

続いて、6 ページ目の 49 番から 51 番について、こども家庭センターとはどのような機関か、この説明があってもよいのではないかとのご意見を頂いています。こども家庭センターは、本庄市では令和 6 年 4 月に設置している機関です。全ての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であり、保健師が中心になって行う各種相談、母子保健機能と、こども家庭支援員が中心に行うこどもに関する相談、児童福祉機能を一体的に行うものです。本計画においては、こども家庭センターとは何かという周知を行うため、機能を紹介するページを設けたいと考えています。

続いて、52 番について、ヤングケアラー実態調査についてのご意見です。国は関係する法律を改正し、ヤングケアラーへの支援の普及を図ることが自治体にも求められています。市では、ヤングケアラーへの具体的な支援の在り方を検討するため、実態把握に努めたいと考えています。

続いて、7 ページ目の 53 番から 55 番について、こどもの意見を聴取する取組についてのご意見です。こども基本法第 11 条により、自治体がこども施策を策定、実施、また評価をするに当たっては、こども施策の対象となるこども、こどもを養育する子育て当事者などへの意見聴取について、必要な措置を講ずるものとされています。

この計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者から積極的に意見を聴取したいと考えています。こどもの意見を聴取する取組については、市が行っている取組と関連して行う他、アンケート調査やワークショップ、本庄市子ども・子育て会議への若者世代の参加、パブリックコメントなど、いろいろな方法が考えられますので、こちらについて実施したいと考えています。

続いて、最後 10 ページ目の 76 番と 77 番について、これは基本目標 5 に当たるもので、これまでの子ども・子育て支援事業計画に相当する内容です。今はまだ空欄になっている箇所もありますが、教育・保育に関するサービス提供の確保において、これから量の見込みや提供体制を検討し、この計画に記載します。令和 6 年度の現状を入れられないかのご意見を頂いていますが、令和 6 年度の現状は、年度末時点で利用者を把握している事業が多く、計画策定段階では載せることが難しいと考えています。

頂いたご意見に関する説明は以上です。

岡崎委員長

ありがとうございます。大変ボリュームがあり、素案そのものの成り立ちから見直す部分もあったかと思います。まずは今のご説明に対して、ご意見やご質問がある方はいらっしゃいますか。
では、高橋さん。

高橋委員

最後の報告にあった A 3 横の 10 ページ目、78 番の高橋の質問です。今年度の見込み数を含め、放課後こども教室の見込み数と実数を書いていただいたと思いますが、学習支援の部分では、主管課ははっきりしているところとはっきりしていないところ、そしてこども食堂はどこが主管するのか、もしくはどこが情報収集するのが曖昧です。

私の質問は、放課後こども教室の主管課はどこでしょうか。

岡崎委員長

お願いします。

事務局（倉科主査）

放課後こども教室は生涯学習課が主管となり、事業を実施しています。以上です。

高橋委員

重ねてお伺いしますが、78 番の質問の最後に、令和 6 年度は 619 と書いてあります。先ほど年度末に事業が閉じられるため、令和 6 年度の概数は出ないとのことですが、もしいらっしゃれば、教育委員会の方にお伺いすると、619 は途中の数字でよろしいですか。

事務局（倉科主査）

すみません。私より回答させていただきたいと思います。こちらの集計は 10 月 18 日現在の数字になります。生涯学習課と連携し、開催場所や開催日数は子育て支援課でも把握しています。以上です。

高橋委員

最後に重ねてお伺いします。こども食堂の主管課ならびに実数、実態の把握については、ただ認識しているだけであり、把握されないのでしょうか。本庄市はもちろん関与していないでしょうし、大人も含めているため、当然、難しい部分はあるかもしれませんが、例えば何力所、何人ぐらいなど、どこの市民がこども食堂をサポートしてあげられるのかという情報だけでも、計画に取り込むことは、少なくとも今日のご説明にあればうれしく思います。主管課と説明をお願いできますか。以上です。

岡崎委員長

お願いします。

事務局（倉科主査）

こども食堂は子育て支援課で担当しており、私が担当していますが、開催場所や開催日の把握をしています。また、実際に足を運んで実情を伺わせていただいています。ただ、こども食堂の利用者数等については、各運営者が把握しているところと把握していないところがあり、話として今日はどれぐらいだったかなどはお伺いしていますが、統計的なまとめはありません。以上です。

岡崎委員長

ありがとうございます。話に割り込んで申し訳ありませんが、本庄市子育て情報ガイドという冊子に、こども食堂も含めて、子育て情報は 10 個ぐらい書いてあり、情報がまとまっていないというご質問でしたけれども、もしその辺はリンクできるのであれば、お願いしたいと思います。

高橋委員

昨年度版までは私も持っていましたが、それは今年度版でしょうか。

岡崎委員長

これは令和 6 年度版です。

高橋委員

それはないです。配布しているか分かりませんが、私は持っていないため、分かりませんでした。すみません。

岡崎委員長

すみません。こちらは私も昨日初めて聞いた話です。

高橋委員

そうですか。

岡崎委員長

市では、そのような資料を配布しています。それではその他に。

伊井委員

こども食堂に関して、こども食堂に増やしていきたいことは分かりますが、計画に当たってどれくらい増やしたいか、市としてそれをどのように支援していくかという具体的な案があれば、お願いします。

岡崎委員長

それでは、答えられる範囲でお願いします。

事務局（倉科主査）

こども食堂は、こどものみならず大人の居場所として大変活気があり、開催されると利用者がかなりいるということで、市としてその取組は支援したいと考えていますが、こちらはボランティア精神でやっていただいているところがありまして、各小学校区に一つずつあれば、今以上に広がりがあればいいと思いますが、運営に関する課題等も聞いています。ボランティアが足りなかったり、自前でやるのはこれが精いっぱいだったり、食糧の確保など、さまざまな課題を聞いているため、市としてどのような取組ができるかは検討しています。

また、こども食堂の周知を図りたいということで、令和 6 年度版子育て情報ガイドでは、皆様に協力をいただいて開催場所や開催の雰囲気の写真を掲載させていただいています。また、市で把握しているのは約 9 カ所で、まだ把握しきれていないところもあるかと思いますが、こども食堂をやり

たいという相談を受けたりしておりますので、今後もどのような支援ができるかは検討したいと考えています。以上です。

岡崎委員長

ありがとうございます。

伊井委員

ボランティアさんを募ることはないのですか。例えばそのようなことがあることを知らない方もいらっしゃるし、たぶんやりたいと思っている方がどれぐらいいるかも分かりませんが、そのような方達の力をより集約といいますか、集められればいいのではないのでしょうか。それから、学習支援として教員 OB の方を募るのはいかがでしょうか。

岡崎委員長

では、どうぞ。

事務局（宇都宮課長補佐）

ありがとうございます。こども食堂について、情報の集約は昨年度あたりから始めたのが正直なところであり、今回、令和 6 年度版の子育て真っ最中の方にお渡しするガイドにはまず載せさせていただきました。

ただ、おっしゃるように、それを支援したいと思っている方には情報がまだいきにくい状態になるかと思いますので、ご指摘いただいた点を含め、学習支援のボランティアをしたい、こどものために何かしたいと思っている方が市民の中にいらっしゃることを踏まえ、そのような方にも支援する場所があるという情報を、今後どのように伝えていけるかを検討したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

岡崎委員長

伊井さん、よろしくお願いします。その他にいかがでしょうか。清水さん。

清水委員

高橋さんと伊井さんよりこども食堂の話があったので乗っかると、私は本庄市民会館のこども食堂のボランティアをしたいと思って聞いたら、もういっぱいですと言われました。そのようなところもあります。今の伊井さんの話を聞いていると、足りないところもあればそうでないところもあり、情報が統一されていないといいますか。そのような印象を感じました。やはり、やってみたいと思っている人もいるかと思うので、私も情報発信が何かあるとうれしいと思いました。

こども食堂は今、共有の会話としてみんなが知っているものですし、参加者が多いというところで、そのようなもの（冊子）があるのはとても大きいと思います。それをより広げていくといいます

か。ボランティアでとおっしゃっていましたが、もう少し市として入ってもいいのではないかと思います。予算は限りがあると思いますので、使い方といいますか。私からは何も言えませんが、せっかく認知度が高く、こどもや親が集まる場合は非常に貴重だと思いますので、伊井さんがおっしゃった勉強の支援など、どんどん広げられる可能性がある所かと思います。今、各施策について、子育て家庭に届いていないという課題もありますけれども、こども食堂は向こうから来てくれるわけですよ。それも優位性があると思います。そこで情報交換が展開されると思います。

私の大きい長い指摘点は、いろいろ書いてしまいましたが、言いたいことは私の中では一貫しており、読みやすいものを求めています。章立てに口出しさせていただいていますが、口出しをするつもりは全然ありませんでした。今回はこのような感じの章立てでやられているのだと、真面目に読んでいたのですが、結構混乱してきてしまいました。貧困の施策に、こどもの川の中の生物の勉強をするとあったりして、よく分からないといいますか。ごちゃごちゃしてしまっていると言うと、言い方として非常に申し訳ないですが、個人的にはこの冊子の半分ぐらいでいいのではないかと思います。

うがった見方をしてしまうと、はぐらかされている印象を受けてしまいます。決してそのような思いで作っているのではないと思います。いろいろな立場の人に対してこのような施策をすることおっしゃっていることが網羅的過ぎて逆に混乱してしまうといいますか。重複表現があるため、そのようなところは整理されたらどうかと思いました。

私は深谷市のこども計画や近隣のものを見たりしましたが、そのようなものも参考になるかと、意見させていただきました。私は子育て支援課の方と対立したいというつもりは全然なく、むしろ一緒に考えていかなければいけないと思っています。もっと市民の方に響きやすい、結構読まないかなと思います正直。もう少し読みやすいもので、これは読むのに1時間ぐらいかかりますので、概要版があるとは思いますが、双方向型の一緒に考えていきましょうという空気感でやっていきたいと、私は思っています。

何ページの何は違いますよねという話はしたくありません。こども計画を通して、市として誰に何をしたいかをどんどん考えていくべきだと思っています。そのような意味では、先ほど伊井さんや高橋さんがおっしゃったこども食堂はとても良い論点だと思いますし、何にポイントを置いてやっていくかは、この計画を作ることが目的ではなく、計画を通して考えていきたいと、私は思います。ごちゃごちゃしゃべってしまい、すみません。

岡崎委員長

大変貴重なご意見、ありがとうございます。今日、集まっている皆さんも思いは非常にあると思いますので、最終的にその思いを分かりやすく伝えていけるものに仕上げていける形をぜひお願いしたいと思います。事務局さんより補足的に何かありますか。

事務局（倉科主査）

清水委員、いろいろなご意見を頂き、ありがとうございます。まず、こども食堂については、文化会館で実施されているものは「おおぞら食堂」になりまして、市では一番精力的に実施しています。文化会館のレストラン「えん」の料理長である黒岩さんという方がやっていますが、自前でキッチン

がある関係で、他のこども食堂との連携もかなりされています。市内もそうですし、深谷市にあるこども食堂とも横のつながりがあり精力的にやっていたところですよ。

昨年度から、私もいろいろな話を聞かせていただいて、こども食堂が地域のコミュニティとしてかなり機能していると理解しています。また、こどもだけではなく、親御さんも来て、親御さん同士のコミュニケーションの場にもなっています。こども食堂だけではなく、フードパントリーをやっている団体さんもあり、ひとり親家庭の方を中心に対象としているフードパントリーですが、雰囲気はかなりいいことを実感しました。こども食堂との連携については、今後どのような形がいいか考えてまいります。

また、ご意見を頂いている中で、読みやすさや分かりやすさの視点から一貫したご意見ということで、受け止めています。こちらについてはもう少し内容を見直し、見直せるところは工夫いたします。また、ご意見の一覧の 2 ページ目の 19 番は後で説明させていただきますとお伝えしたのですが、清水委員より分かりやすさ読みやすさの視点のご意見を頂いたものを少し検討しました。

施策は、基本目標の下に 18 の方向性があり、こちらに多いものでは 25 の関連施策を記載していますが、例えば、掲載は主要な施策に絞る方法もあるかと思っています。こちらについては、逆にこのような掲載はいかがかということで、事務局より提案させていただきたいと思います。内容としては、例えば 1-1 や 1-2、1-3、2-1 と続いてきますが、そちらの掲載には主要な取組を 5 つ程度、1 ページ程度にまとめ、残りは消すのではなく、巻末に資料として第 8 章を予定しているため、施策の一覧を後ろの方に体系的に持っていくやり方もあるかと考えています。こちらについては、皆様のご意見を伺いたいと思っています。以上です。

岡崎委員長

ありがとうございます。資料のまとめ方を変えて、施策の代表的なものを 5 つほどピックアップし、それぞれ A 4、1 枚ぐらいにまとめていくというお話でした。その他のものはまとめてその後に掲載するという内容です。その案について、何かご意見はありますか。高橋さん。

高橋委員

重ね重ねすみません。これは変だということを最後に一つだけ確認させてください。こども計画の 10 月 18 日版 62 ページ目の項目 5 に「離婚前後家庭支援事業」と書いてあり、その概要は離婚前の家庭に対してうんぬん、そして担当課は子育て支援課ですが、離婚前の家庭に対して支援とは具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのですか。離婚後であればひとり親家庭になるのですが、離婚前についてどのような支援を考えているのですか。項目 5 についてはもう少し表現を考えた方がいいのではないかと、猛省を促したいといえますか。

離婚前の家庭について、その情報を仕入れようがないです。あそこの家は危ない、けんかしているという家庭内の事情はあるかもしれませんが、少なくともこの文言は何だろうか、変ではないかと、私は単純に思いました。これだけ変だな、と思いますので考え直していただくか、もしくはもう少し具体的に、ひとり親家庭になるとこうだというのがこの事業では当然いいと思いますが、離婚前に何ができるのか、もし子育て支援課でご回答できれば。

岡崎委員長

いかがでしょうか。

事務局（宇都宮課長補佐）

ご指摘、ありがとうございます。離婚前の情報がつかめるかという点については、例えば児童扶養手当などを受けられるかと、離婚検討中の方が相談に来ることがあるため、離婚後の生活に対してこのような制度があるという情報提供をさせていただいていることを内容としてはここで表現したかったのですが、一般的にこのようなことはあるのかという疑問を持たれる部分だったかもしれないため、ここの表現は再度、適切かどうか検討させていただきたいと思います。

岡崎委員長

高橋さん。

高橋委員

それでは、今のご回答に重ねてご質問申し上げます。もしかしたら、これはこども家庭センターとしてワンストップでできるものを令和 6 年 4 月に設置された事業体といいますか、システムの中で受け入れる情報でしょうか。そのようにできるのであれば素晴らしいことだと、私は思います。すごくいいことだと思いますが、そのようなお考えでしょうか。もちろん課長補佐さんが答えられることではないかもしれませんが、今そのようにおっしゃったので、ご相談に来たということは、こども家庭センターが相談を受け止めて解決につながる方法なのでしょうか。最後の質問です。

岡崎委員長

お願いします。

事務局（宇都宮課長補佐）

項目 5 を書いた時の状況は、児童扶養手当を担当しているのが子育て支援課であり、具体的な相談に来る方にそのような情報提供をさせていただいていることを踏まえ、書かせていただいています。ただ、ご意見を頂いたとおり、こども家庭センターにてワンストップで始まったところで、今後、そこで相談に乗ることも持ち帰らせていただければと思います。ありがとうございます。

岡崎委員長

それでは、先ほど事務局よりお話があった素案のまとめ方は、今回の会議で素案が案になると思いますので、実際の施策の取り上げ方について、皆さんから事務局案についてご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。田中さん。

田中委員

倉科さんからご説明いただきましたが、内容の説明でもあった事業債を埼玉県で計画なか、もう動いているのでしょうか。ここから、恐らく国や県の事業債が他にも出てくるのが想定され、その時に内容の記載が計画案にどのように入っているかは重要になってくるのだらうと思います。大前提として皆様に分かりやすく書くことは重要ですが、項目として載っていないといけなないのであれば、なるべく広く載せておく必要があるのではないかと思います。その辺の観点を見ると、この計画案の載せ方で取りあえずいいのではないかと思います。

この前のところで懸念していたのは、運用上の責任はどこにあるのかという話をさせていただいた時に、子育て支援課が取りあえず責任を負うという話でした。ということは、文言の解釈もそこで負うという意味でいいのですか。概ねという解釈は、そこで結論を出してしまうという意味で捉えていいことになりますか。子育て支援課なのか、部長がやるのかは分かりませんが、大抵のものはそこで結論が出てくるという意味でいいですか。それが気になったところが一つです。内容に関しては、想定できるものを想定した範囲で出てきた項目でしょうから、これはこれでいいかと思います。以上です。

余談ですが、本庄市でこども食堂をやっている側から申し上げますと、児玉で大きく長くやっていますが、マンパワーは足りています。やりたいという人はかなり集まります。伊勢崎くらいからも来てくれます。足りないのは資金です。食材もかなり集まります。ただ、今回はカレーをやりますという時でも、白菜が山ほど来た時があり、要するにカレーの食材は全然来ないこともたくさんあります。スタッフは50人ぐらい集まってしまい、カレーを作るお鍋の周りをうろうろしていることになってしまって、集まった白菜をみんなに持ち帰ってもらう結末になってしまうこともあります。

ですから、その時々で、ボランティア団体さん、民間でやっているところが多いと思いますが、皆さん情報も発信しています。行政でどうしてもっと出さないのかという話がありましたが、別に行行政と仲が悪いわけではなくて、動きが速いですし、活用の幅も広いため、民間の財団から資金を頂いています。豊田財団や日本財団さんから頂いており、行政にあまり情報が出ていないかもしれませんが、その代わり日本財団さんのホームページには出ています。ですから、情報の取り方によっては、そのような情報がたくさん出ているはずで、恐らくよそさんもそのような感じだと思います。すみません。以上です。

岡崎委員長

いろいろと貴重なお話、ありがとうございました。それでは、時間が迫ってきましたので、今回いろいろなご意見が出たものを踏まえ、事務局で意見を盛り込んで検討した上で次回提出していただくという方向性でよろしいでしょうか。もし最後にどうしても言っておきたいことがあれば、お願いします。清水さん。

清水委員

私も田中さんと同じく、項目を減らしてしまうのは、後ろに付けるのは分かりませんが。私が申し上げているのは、1-2 や 1-3 などがたくさんあることで、たくさん書かなければいけなくなってお

り、再掲されていたり、2-1などをよく見ると、似ているものがあったりする印象を感じたので、せめてまとめられないかなと思いました。

上の基本目標5つなどはあれにしても、どうしても崩せないものがあるのであれば仕方ないかと思いますが、重複表現によって読む方は分からなくなります。

子育て支援課の皆さんはプロですから、すぐに読めるものだと思いますが、これを普通の人間が見た時は少し読みにくいかという印象を受けました。読みにくいために、代表的なものだけあとは後ろというのは感覚として違う気がします。そうであれば、重複しない工夫といいますか。たくさん項目が挙がらない書き方で、誰がどこを読めばいいのか、自分はどこを読めば分かるのかという分かりやすさがあると、ありがたいと思いました。そのようなところです。

岡崎委員長

今のご意見に対して事務局さんは何かありますか。

事務局（倉科主査）

貴重なお意見、ありがとうございます。こちらの各基本目標にぶら下がっている内容で重複しているところがあるのではないかとのことですが、確かに重複した内容を記載しているところはあります。こちらは基本目標でまとめている個別計画の内容になりますが、例えばこども・若者に関する法律やこどもの貧困に関する法律、また、自立支援や母子保健に関する法律、それぞれが法律の中身をひもといて項目や各方向性を定めています。

ですから、法律の中でどうしても対象者がかぶってしまうところについては、表現が似通ったものになっており、それに対する施策が再掲になっていることがあります。各基本目標が個別計画の内容ごとにまとまっていると、今回はご理解いただければと考えています。ただ、読みやすさや分かりやすさは見直したいと考えていますので、よろしくお願いします。

岡崎委員長

清水さん。

清水委員

ありがとうございます。アンケートとその結果、本庄市ではこのようなことを重点的にすると、全体的にトーンが同じで、強弱が分かりづらいといいますか。ポイントが何なのか、それだけでもいいかと思います。今はアンケートの結果がこうだったという流れになっていますが、それは一つ独立したものとして置いて、今回、本庄市はこのような感じでやるなど、いろいろと申し上げて本当に申し訳ないですけども、読みやすくすることはお互いにとっていいと思います。ですから、ここはもう少し工夫があると、うれしいかと思いました。

岡崎委員長

ありがとうございました。アンケート結果も、表現の仕方やどこに掲載するかも含め、もし検討できるのであれば、お願いしたいと思います。また、ライフステージごとの表を作る話も確かあったと思いますので、その辺でより分かりやすさを表現することもぜひお願いしたいと思います。事務局さんは何かありますか。

事務局（宇都宮課長補佐）

ありがとうございます。今後、装丁なども含めて読みやすさもそうですし、その前段階として手に取っていただけるような計画を作成するように、引き続きその辺は検討したいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

岡崎委員長

他に特にご意見がなければ、以上の議論を踏まえ、事務局にもんでいただいた上で、次回の会議に案を提出していただく方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、課題がたくさんあり、倉科さんは大変だと思いますが、ぜひ頑張ってやっていただければと思います。以上をもって議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

事務局（井田課長）

岡崎委員長、ありがとうございました。

（次第7「その他」）それでは、次第7、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局（倉科主査）

それでは、事務局より次のスケジュールについて説明させていただきたいと思います。先ほど委員長よりありましたが、今回は頂いたご意見を基に素案の修正をかけます。今回は11月8日、本庄市大会議室になりますので、そちらでまたご審議いただきたいと考えています。その中で素案を最終的に固めたいと考えていますので、よろしくお願いします。

もう1点ありまして、次回会議では計画とは別に、皆様にご審議いただきたい案件があるため、今日はその資料をこれから事前に配布させていただきたいと思います。こちらは保育課より概要を説明させていただきたいと思います。

保育課

すみません。保育課より説明させていただきたいと思います。今、皆様のお手元に配らせていただいたのは、保育園・幼稚園・認定こども園の利用定員を変更したいと、幾つかの園からご相談をいただいており、それに関わるものと、もう1点は令和8年度から認定こども園に移行したい幼稚園さんがいます。その2点を含め、こども計画に載せる90ページ目から92ページ目までの数字に反映させていただいた上で、90ページ目の下の表から92ページ目の表まで変更させていただきたい

という案になります。

具体的には、令和 7 年度に保育園が 2 園、幼稚園が 1 園、認定こども園が 2 園、利用定員を変更したいとのご相談をいただいています。もう 1 園、ご相談いただいた園がありますが、その園は今回見送って、また次年度以降に相談させていただきたいというお話をさせていただいています。

申し訳ないのですが、素案の 90 ページ目を見てください。90 ページ目に認定区分別の利用定員数、量の見込みがあり、これが理想的な数字ではありますが、その後のサービス提供体制は利用定員に関わるため、それに基づいて数字を合わせていこうと思います。今 90 ページ目から 92 ページ目の表は、認定こども園が 1 園増える 8 年度以降は反映していただいています。令和 7 年度以降に 5 園で利用定員が減ってしまうことは反映していない状態で数字が入っているため、11 月 8 日の会議に見ていただいて、大丈夫であれば、ここを入れ替えた数字を計画に入れさせていただきたいと考えています。ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局（倉科主査）

事務局より補足させていただくと、幼稚園や保育園の利用定員に関しては、子ども・子育て会議の審議事項になっているため、提案させていただいています。また、この内容については、事前に資料の中身をご確認いただき、次の 11 月 8 日に改めて担当課より説明させていただくとともに、皆様にご審議いただき、その結果を策定予定のこども計画に反映したいと考えていますので、よろしくお願いします。事務局からの説明は以上です。

事務局（井田課長）

ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

笹生委員

すみません。何も知らないもので、定員を変える理由は、どのような理由で変わるのでしょうか。人が足りないのですか。それともこどもが集まらないのですか。

保育課

教職員さんや保育士さんが確保できない理由を挙げている園もありますし、今後の利用見込みがいかないという園もあるため、園によって事情はそれぞれ異なりますが、人数を減らすことによって安全性を確保したいと考えている園もあります。

笹生委員

ありがとうございます。

清水委員

人数が減っていることに関して、市の認定の保育園や幼稚園は助成金の関係もあり、人数を減らさなければいけないなどの関係があるか、ないかは分からないのですが。

保育課

最初に、園からこれぐらいまで下げたいというご相談をいただいた時に、そこまでになってしまうと、今後、待機児童対策などいろいろな面を考えた場合の相談をさせていただいて、園と市でここであれば妥協できるという点で相談させていただいた数字を今回は挙げさせていただいているため、市から施設に払うお金などにも響いてくる数字になります。

清水委員

そのようなものにも関係してくると。保育園のいろいろな事情で減らしたいと、保育園側から市に言わないと、助成金の関係で連携しておかなければいけないのですか。

保育課

そうですね。そのようなことです。

清水委員

承知しました。ありがとうございます。

事務局（井田課長）

他にご質問はありますか。

田中委員

今、保育課さんよりご説明いただいた中で、市と園との話し合いでこの数字がという話がありましたが、配置基準はクリアしているという解釈でいいですか。

保育課

はい。教職員を確保していただいたり、園の面積を考えたりした上で、クリアできる範囲内で設定させていただいている数字です。

田中委員

ということは、園の面積が減る園はここにはないということでもいいですか。

保育課

面積が減る園はありません。

事務局（井田課長）

他にご質問はありますか。よろしいでしょうか。

（委員からの発言なし）

事務局

（次第８）それでは、閉会に移らせていただきます。令和６年度第２回本庄市子ども・子育て会議の閉会に際し、保健部長からごあいさつを申し上げます。

事務局（榊田保健部長）

（次第８）閉会＞あいさつ

一同

ありがとうございました。

以上